

## 平成30年大網白里市議会第3回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 平成30年9月12日（水曜日）午前10時01分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

### 出席委員（6名）

秋葉好美	委員長	森建二	副委員長
蛭田公二郎	委員	田辺正弘	委員
宮間文夫	委員	倉持安幸	委員

### 出席説明員

市民課副課長 兼戸籍市民班長	山本敬行	市民課副主幹兼 高齢者医療年金班長	飯倉正人
市民課主査 兼国保年金班長	石橋恭子		
高齢者支援課長	石原治幸	高齢者支援課副課長	大塚隆一
高齢者支援課主査 兼介護保険班長	鈴木理一		
参事（大網病院事務 長事務取扱）	町山繁雄	大網病院副事務長	古川正樹
大網病院主査	増村弘貴		
子育て支援課長	織本慶一	子育て支援課副課長	鶴澤康治
子育て支援課主査 兼児童家庭班長	島田洋美	子育て支援課主査 兼保育班長	菊池有輔

### 事務局職員出席者

議会事務局長	安川一省	副主幹	花沢充
主任書記	安井與志秀		

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

### (1) 条例付託議案の審査

- ・議案第 2号 平成30年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算
- ・議案第 3号 平成30年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算
- ・議案第 4号 平成30年度大網白里市介護保険特別会計補正予算
- ・議案第 5号 平成30年度大網白里市病院事業会計補正予算
- ・議案第 6号 大網白里市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 7号 大網白里市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 8号 大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 9号 大網白里市子育て支援館の設置及び管理に関する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会の宣告

○森 建二副委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

(午後10時01分)

---

◎委員長挨拶

○森 建二副委員長 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○秋葉好美委員長 皆様、おはようございます。

今回、当常任委員会で審議する内容は議案が8件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審議をよろしくをお願いいたします。

○森 建二副委員長 ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

---

◎議案第2号 平成30年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算

◎議案第3号 平成30年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算

○秋葉好美委員長 本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

付託議案の審査、議案第2号及び第3号の審査、それでは、当常任委員会に付託となった議案の審査を行います。

まず、各課から付託議案について説明を受け、全ての課の説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに市民課を入室させてください。

(市民課 入室)

○秋葉好美委員長 市民課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第2号 大網白里市国民健康保険特別会計補正予算及び議案第3号 大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算の審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号について説明をお願いいたします。

○山本敬行市民課副課長兼戸籍市民班長 それでは、本日出席しております職員を紹介させていただきます。

皆様側から向かって左手ですが、国保班班長の石橋です。

○石橋恭子市民課主査兼国保年金班長 石橋でございます。よろしくお願いいたします。

○山本敬行市民課副課長兼戸籍市民班長 向かって右側ですが、高齢者年金班の班長の飯倉でございます。

○飯倉正人市民課副主幹兼国保年金班長 飯倉です。よろしくお願いいたします。

○山本敬行市民課副課長兼戸籍市民班長 最後に私、副課長の山本です。よろしくお願いいたします。

以降、着座にて説明させていただきます。失礼します。

それでは、早速議案の説明に入らせていただきます。

市民課より今回議会に提出させていただいている議案につきましては、2案件となります。

まず、最初の1点目ですが、議案第2号 平成30年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算でございます。

本案件は歳入歳出予算にそれぞれ399万4,000円を追加しまして、予算総額を57億8,813万7,000円にしようとするものでございます。こちらの主な内容でございますが、医療給付費等交付金の清算によるものであります。本制度といたしましては、当該年度に概算額がまず交付されまして、翌年度に医療の給付実績に基づきまして交付金が確定される仕組みとなっております。平成29年度におきましては、概算交付額が確定交付額よりも上回ったため、返還額が生じたことによりまして、今回補正をさせていただくものでございます。もうちょっと簡単に言いますと、29年度に医療費が抑制されたため、交付額が落ちましたので、返還金額が増えたものとなっております。

2号議案に関しましては以上でございます。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました議案第2号について、ご質問等があればお願いをいたします。

特別ございませんか。

はい、どうぞ、田辺委員。

○田辺正弘委員 返金額が271万3,000円で、この上の追加が399万4,000円、この違いというのは数字の上ではどういう意味なのかよくわからないので。

○秋葉好美委員長 はい、副課長。

○山本敬行市民課副課長兼戸籍市民班長 今回その返還額につきましては、271万2,000円なんですけど、プラス臨時職員の雇用を10月から考えておりまして、その差額がそちらの金額になっています。

以上でございます。

○秋葉好美委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○秋葉好美委員長 ないようですので、審査を終了いたします。

次に、議案第3号の説明をお願いいたします。

○山本敬行市民課副課長兼戸籍市民班長 議案第3号 平成30年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

歳入歳出予算にそれぞれ327万2,000円を追加いたしまして、予算総額を5億5,593万1,000円にしようとするものでございます。後期高齢者医療制度は、その制度発足時における保険料の激変緩和措置がこれまで適用されておりましたが、これが段階的に縮小され、本則どおりの保険料となるよう制度改革がありましたため、これに対応するためシステム改修に係る所要額を計上しようとするものでございます。

以上が第3号議案でございます。

以上です。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました議案第3号の内容について、ご質問等があればお願いをいたします。

はい。

○蛭田公二郎委員 今の説明ですと、激変緩和を段階的にやって本則にだんだん戻していくので、この保険料の軽減特例の見直しというのが、その内容になると思うんですけども、段階的にとすると、多分毎年これからもそういうことになるということなんですか。そうすると毎年システム改修が必要ということになるんですか。ではないんですか、ちょっとその点について説明。

○秋葉好美委員長 飯倉副課長。

○飯倉正人市民課副主幹兼国保年金班長 毎年ではなくて今回措置をされて、2年経過しましたら、その経過が正常に戻るような考え方でございます。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 そうするとこの今回のシステム改修でこれに関する新たな支出というのは今後はないということになるんですか。

○飯倉正人市民課副主幹兼国保年金班長 このシステム改修についてはなくなります。

○蛭田公二郎委員 ないということですね。

○飯倉正人市民課副主幹兼国保年金班長 めどは2年をめどにということでございます。

○蛭田公二郎委員 わかりました、結構です。

○秋葉好美委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、市民課の皆様、ありがとうございました。退室していただいて結構でございます。

(市民課 退室)

---

◎議案第4号 平成30年度大網白里市後介護保険特別会計補正予算

◎議案第7号 大網白里市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○秋葉好美委員長 次に、議案第4号及び議案第7号の審査を行います。

高齢者支援課を入室させてください。

(高齢者支援課 入室)

○秋葉好美委員長 高齢者支援課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第4号 大網白里市介護保険特別会計補正予算及び議案第7号 大網白里市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定の審査を行いますので、説明をお願いします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

それでは、はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号について説明をお願いいたします。

課長。

○石原治幸高齢者支援課長 最初に職員の紹介をさせていただきます。

皆様から向かって左側が副課長の大家でございます。

○大家隆一高齢者支援課副課長 大家です。

○石原治幸高齢者支援課長 右側が介護保険班長の鈴木でございます。

○鈴木理一高齢者支援課主査兼介護保険班長 鈴木です。よろしく申し上げます。

○石原治幸高齢者支援課長 それから私、課長の石原です。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第4号 介護保険特別会計補正予算案について、概要のほうを説明いたします。

全協配布資料9月補正予算案の概要の3ページをごらんください。

本予算案は平成29年度介護保険特別会計の決算額確定に伴い、歳入に前年度繰越金等を計上し、歳出としまして介護給付費にかかわる国庫支出金等の返還金、一般会計への繰出金を計上しております。予算総額としましては歳入歳出それぞれに1億8,147万2,000円を追加し、予算総額を41億8,347万3,000円にしようとするものです。

2枚めくっていただきまして、総括表の3ページをごらんください。予算書では62ページから64ページになります。

内容としましては、歳入につきましては、3款支払基金交付金で介護給付費交付金292万4,000円と地域支援事業支援交付金89万5,000円、7款繰越金で本特別会計の平成29年度実質収支額1億7,765万3,000円を計上しております。

歳出につきましては、4款基金積立金で平成29年度の介護給付費等の確定に伴いまして、第1号被保険者保険料分の清算として介護保険特別会計準備基金元金積立金に9,696万5,000円を計上しております。

5款諸支出金につきましては、国・県及び支払基金へ清算のための返還金として6,855万2,000円を、また市負担金との清算により一般会計繰出金を1,595万5,000円計上しております。

以上が議案第4号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました議案第4号について、ご質問等があればお願いいたします。

特にございませんか。

(発言する者なし)

○秋葉好美委員長 ないようですので、次に、議案第7号の説明をお願いいたします。

課長。

○石原治幸高齢者支援課長 第7号 大網白里市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

介護保険法施行規則の一部改正によりまして、厚生労働省令で定める基準が改正されたことから、所要の改正をするものです。

概要としましては、省令で定める基準に沿って複合型サービスに係る指定について、法人以外に病床を有する診療所を開設しているものが申請できるように、第3条の法人の次にこちらを加えるものでございます。

以上が議案第7号の説明でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました議案第7号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 新たに法人以外の申請ができるということなんですけれども、この大網白里、本市の場合にはそういう対象の機関というのはいくつぐらいあるんでしょうか。

○秋葉好美委員長 課長。

○石原治幸高齢者支援課長 ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど。

○蛭田公二郎委員 後ほどで結構です。

○秋葉好美委員長 後ほどということなんで、よろしいでしょうか。

ほかに。

森副委員長。

○森 建二副委員長 おそらく個人事業主とかそういった方でもそういったことができるようになるというお話かと思うんですが、それについてはほかには市にいわゆる登録をしている事業者という意味合いの上での個人事業主というものなのではないでしょうか。その確認をお願いします。かぶっちゃうかもしれませんが。

○秋葉好美委員長 はい、鈴木さん。

○鈴木理一高齢者支援課主査兼介護保険班長 登録してある事業所ということですけども、



今現在法人ということなんですけれども、こちらは診療所というのは医療法上の診療所  
でして、例えば整骨院とか、そういったものというのはいらないので、いわゆる医師とか  
そういったものが常駐するような形のものを想定しております。

○秋葉好美委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、高齢者支援課の皆様、ありがとうございました。退席してい  
だいで結構でございます。

(高齢者支援課 退室)

---

◎議案第5号 平成30年度大網白里市病院事業会計補正予算

○秋葉好美委員長 それでは、議案第5号の審査に移りたいと思います。

次に、大網病院を入室させてください。

○安川一省議会議務局長 大網病院、こちらに向かっているそうですので、暫時休憩でいか  
が  
ですか。

○秋葉好美委員長 暫時休憩でございます。

(午前10時19分)

---

(午前10時31分)

○秋葉好美委員長 よろしいでしょうか。

先ほどの高齢者支援課の課長より答弁がございますので、入室をさせてください。

(高齢者支援課 入室)

○秋葉好美委員長 石原課長より、先ほどの回答をよろしく願います。

○石原治幸高齢者支援課長 一応これ7月現在でつくってあるんですけれども、ページ開い  
てもらって、これは医業のマップになっています。施設の病院、医院ということで、括弧書  
きでイと書いてあるのが医療法人です。それ以外は医療法人じゃないということなんです  
けれども、病床を持っているか持っていないかは、ちょっと今の段階では実際にうちのほ  
うでは調べられないんで、医師会のほうに1件ずつ確認するか、あと医師会に入っていな  
いものはわからないんで、ちょっと回答のほうができないなという。ただ、これが全病院  
ですので、病院や診療所等なので、ご参考にしていただければと思って持参しました。こ  
ういう回答でよろしいですか。

○秋葉好美委員長 いかがでしょうか。よろしいですか、この回答で。

○蛭田公二郎委員 はい。

○秋葉好美委員長 ありがとうございます。退室していただいて結構でございます。

(高齢者支援課 退室)

○秋葉好美委員長 よろしいでしょうか。

次に、議案第5号を審査いたします。

次に、大網病院を入室させていただきます。

(大網病院 入室)

○秋葉好美委員長 大網病院の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまより当常任委員会に付託されました議案第5号 大網白里市病院事業会計補正予算の審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに事務長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第5号について説明をお願いいたします。

○町山繁雄参事(大網病院事務長事務取扱) 職員のほうを紹介させていただきます。

私の右手、古川副事務長でございます。

○古川正樹大網病院副事務長 古川です。よろしくをお願いいたします。

○町山繁雄参事(大網病院事務長事務取扱) 左が増村主査でございます。

○増村弘貫大網病院主査 増村と申します。よろしく申し上げます。

○町山繁雄参事(大網病院事務長事務取扱) 私、事務長の町山です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第5号 大網病院会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

資料につきましては、全員協議会で配られた資料に基づき説明させていただきます。

資料をあけていただいて、2枚目になります。議案第5号になります。

病院事業会計は収益的収支、当年度の損益取引によるもの、それから資本的収支、投下資本の増減に関する取引に基づくものに分かれております。今回の補正につきましては、資本的収支上の資本的支出を1,602万4,000円増額しようとするものでございます。

内容としましては、病院3階にございます第2オペ室等の空調設備工事にかかわる費用が約2,600万円と見積もりで積算されまして、この額から既に入札を終えた非常用発電機の入

れかえ工事の執行残、約1,000万ございますので、これを差し引いた1,602万4,000円というふうになります。第2 オペ室等というふうに申し上げましたが、詳しく申し上げますと、第2 オペ室は主でございますけれども、この部屋、無菌状態だとか陽圧状態だとか、そういう部屋を条件として改修することになります。

このほかに第1 オペ室との間にあります準備室、オペ室に入る前にいろいろ準備するところなんですけれども、ここは100平米ございます。ここも通常のエアコンとまた違いまして、低温多湿にする必要がございます。その空間とあわせて電源盤が老朽化しているということで、この更新も含んでおります。

総括表の3ページ、ごらんいただきたいと思うんですけれども、こちらの表ですね。

財源につきましては、支出の額分の約8割にあたります1,250万円の企業債を増額して充てようとしております。

さらに不足する約352万円につきましては、当該年度分損益勘定留保資金を充てる予定でおります。

説明につきましては以上となります。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました議案第5号について、ご質問等があればお願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今回の第2 オペ室等の空調設備の更新ということなんですけれども、この空調設備の更新というのは大体何年ぐらいのペースでやるのか。

それから、設備の更新となると新しいエアコンにかえるということなんですけれども、この「更新等」と書いてあるのは更新でないものもあると思うんですけれども、それはどういうことなのか、ということでご説明いただきたいと思います。

○秋葉好美委員長 町山事務長。

○町山繁雄参事（大網病院事務長事務取扱） 税務上の償却期間としましては13年というふうに昨日議会でもありましたとおりでございますけれども、実際には不調になって、もう直せないというところまで使ってまいりました。今回更新をしようとするものについては、当初の平成8年建設当時のものを使っていたものが不調をきたしていますので、この際、大幅にかえるということで、水冷式から空冷式に切りかえる予定でおります。

あと、更新等ということなんですけれども、それは第2 オペ室と最初に説明申し上げましたけれども、第2 オペ室と準備室と電源盤の入れかえますよという「等」でございます。

○秋葉好美委員長 ほかにございませんでしょうか。

倉持委員。

○倉持安幸委員 直接議案とは関係ないんですけども、ついには北海道で地震があって、随分停電になっちゃったじゃない。大網病院の場合は発電持っているんですよ。あれ何時間可能なんですか。

○秋葉好美委員長 町山事務長。

○町山繁雄参事（大網病院事務長事務取扱） 満タンのタンクが1,000リッター、現在のもそうだし、更新しようとするものも1,000リッターです。フル稼働して3日間です。フルに使いませんから、もうちょっともつのかなというふうには思います。実際もう、何年前でしたっけ、東北のときにも使ったんですけども、なくなっちゃいけないというふうに足したりなんかしたんですけども、結構もちましたね。みんなが節電して思ったよりも減りは遅かったです。

○秋葉好美委員長 はい。

○倉持安幸委員 ちなみに燃料は軽油ですか。

○秋葉好美委員長 町山事務長。

○町山繁雄参事（大網病院事務長事務取扱） 現行機は重油だったんですけども、実際手当てが、漁船用のを回してもらったりしたんですけども、手当てちょっと難しいというのがありますんで、今回入れかえようとする発電機につきましては、軽油で設計しました。

○秋葉好美委員長 それでは、ほかに。

副委員長。

○森 建二副委員長 エアコンはおおむね13年ぐらいの目安というふうに昨日の本会議でもお話を伺いました。そのとりあえず平成8年建設当時のものの一部の更改という形になると思うんですが、逆にまだ平成8年当時のそういった空調設備というものは残っているのでしょうか。どの程度残っているのでしょうか。

また、それ以外に平成8年以降にかえたもので、例えばここ一、二年程度で変更する必要のあるエアコンというものはあるのでしょうか、お願いします。

○秋葉好美委員長 町山事務長。

○町山繁雄参事（大網病院事務長事務取扱） 病院の空調につきましては、集中式で病棟と外来をやっています。そのほかの個室ですね、事務室だとか医局だとか院長室だとかというところは、個別のバック空調と言っていて、電気式の大き目の室外機1台に対して部屋に

室内機を何台か置けるようなシステムを使っています。集中式の病棟、それから外来ホールにつきましては、28年度に冷温水発生装置を2台予備であるんですけれども、その入れかえを終えています。

あとパック空調、各部屋の個別空調につきましては、10台以上あるんですけれども、今年オペ室含めて3つかえまして、あと残りがレントゲン室と医局ですね。レントゲン室は2台ありますので、3台、パック空調が残っています。これを来年やる計画でおります。

○秋葉好美委員長 森副委員長。

○森 建二副委員長 パック空調ですから、多分何百万、何千万というレベルではないということですよ。現時点でかえる必要が見えているものとして残っているものは。

○秋葉好美委員長 事務長。

○町山繁雄参事（大網病院事務長事務取扱） 今回補正で上げたオペ室の空調は特殊ですので、陰陽圧低温多湿だとか、いろいろ条件があるので高いんですけれども、通常のパック空調であれば、300万から大きいので600万ぐらいですので、3つやっても1,000万超えるかなというぐらいの試算をしています。

○秋葉好美委員長 ほかにないですか。

田辺委員。

○田辺正弘委員 事務長の最初の説明の中でシステムを空冷、その機種変更は大丈夫なんでしょうか。よくわからないですけれども、ほかの件で学校のエアコンのときには、あるいは市営ガスを使ったどうのこうの、そういう質問のやりとりもありましたけれども、今度は今までとは違うシステムの機種ということで。

○秋葉好美委員長 町山事務長。

○町山繁雄参事（大網病院事務長事務取扱） 今回第2オペ室の補正なんですけれども、第1オペ室を27年度に改修していると思います。それは1つのクーリングタワーで第1オペ室と第2オペ室をカバーしていたんですけれども、第1オペ室を改修する際に、通常によく室外機で空冷式のはございますよね。それに切りかえてございます。クーリングタワー自体がちょっとだいぶいかれてきていますので、この際、その水冷をやめて第1オペ室と同じような空調を関連づけもありますので、決める形で改修する予定でございます。

○秋葉好美委員長 田辺委員。

○田辺正弘委員 予算的にはどうなんですかね。そこは見積もり出したりはしなかった。

○秋葉好美委員長 事務長。

○町山繁雄参事（大網病院事務長事務取扱） もう第1オペ室でクーリングタワーはもう使わないという判断を下しちゃっていますんで、第1第2で交互に空気が交差するような、片方が死んでも完全でないんだけど、ある程度もう一つのオペ室をカバーできるような仕組みになっていますんで、同じ方式でやることしか考えていなかったです。

○秋葉好美委員長 ほかに。

それでは、私のほうから、今回は今年は大変に猛暑でございました。それにおいて、病室等の空調関係は別に壊れたりとか、そういったことはされていないのかな。ある病院で空調がきかなくてお亡くなりになった高齢者がいたということもありまして、大きなニュースになっていましたので、やはり先々の用心で、このクーラーに関しては早目早目の準備っていうんですかね、必要かと思いますが、その点について病院のほうは大丈夫でしょうか。

○秋葉好美委員長 事務長。

○町山繁雄参事（大網病院事務長事務取扱） 病棟と外来室につきましては、集中式ということで、冷温水発生装置、それからクーリングタワーをセットで動かしているんですけども、冷温水発生装置につきましては、昨年度までに2台とも入れかえが済んでいます。クーリングタワーも今ちょっと具合悪いんですけども、修理した中でしばらく動いています。

あとは冷温水発生装置につきましては、2台あって片方が具合悪くても片方が動くような予備的な要素で2台備えつけてありますので、支障なく動いています。

ただ、病室の窓際に冷風機だとか吹き出し口があるんですけども、そのユニットがほこりで詰まっていて、空気量が少ないというような病室が患者さんからの声が上がっていて、冷えが弱いというような声は聞こえたので、個別に掃除して空調30パーセントぐらい違うという話だったんですけども、20年全く掃除していないファンを置いているわけで、フィルターなんかは交換していますけれども、来年以降、病棟ごとにそういうユニットの清掃等をやる考えでおります。風量をちょっと増やすために。

○秋葉好美委員長 早目早目の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

あとほかによろしいですか。

副委員長。

○森 建二副委員長 引き続き決算でもあるとは思いますが、やっぱりこういったご時世がありますので、安全面もしっかり、経済、費用対効果も改めて、先ほど水冷、空冷

という形でどちらかという話もありましたが、そのあたりはやはりある程度前広に全体のスケジュールというか、計画を進めていく中で、ぜひそういった意味でも効果が上がる形での考え方をお願いしたいと思います。要望としてお願いします。

○秋葉好美委員長 よろしいですかね。

大網病院の皆様、ありがとうございました。それでは、退席して結構でございます。

(大網病院 退室)

---

◎議案第6号 大網白里市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第8号 大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第9号 大網白里市子育て支援館の設置及び管理に関する条例の制定について

○秋葉好美委員長 それでは、今後は議案第6号、第8号及び第9号の審査に移ります。

次に、子育て支援課を入室させてください。

(子育て支援課 入室)

○秋葉好美委員長 子育て支援課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまより、当常任委員会に付託をされました議案第6号 大網白里市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第9号 大網白里市子育て支援館の設置及び管理に関する条例の制定についての審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案についての説明をお願いいたします。

○織本慶一子育て支援課長 子育て支援課です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日出席している職員のほうを紹介させていただきます。

鶴澤副課長でございます。

○鶴澤康治子育て支援課副課長 鶴澤です。よろしくお願いいたします。

- 織本慶一子育て支援課長 菊池保育班長でございます。
- 菊池有輔子育て支援課主査兼保育班長 菊池です。よろしくお願いします。
- 織本慶一子育て支援課長 島田児童家庭班長でございます。
- 島田洋美子育て支援課主査兼児童家庭班長 よろしくお願いします。
- 織本慶一子育て支援課長 子育て支援課長の織本です。よろしくお願いします。

それでは、座らせていただいて説明します。

それでは、議案第6号の説明をさせていただきたいと思います。

事前に配布している説明資料に従って説明させていただきます。

大網白里市保育所条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まずはじめに、改正の趣旨なんですけれども、増穂保育所隣接地に設置する大網白里市子育て支援館において、小規模保育事業を新たに実施するため、その位置及び定員を定めようとするものでございます。

また、同時に第1保育所の廃止、第2保育所の名称と増穂保育所の定員の変更を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の概要といたしまして、まず今まで保育条例に条文の見出しがございませんでしたので、その条文の見出しを今回新たに追加いたしました。

続きまして、条文の題名なんですけれども、大網白里市保育所条例から大網白里市保育所及び小規模保育事業の設置及び管理に関する条例に改めをいたします。

続きまして、小規模保育事業の章の位置なんですけれども、子育て支援館内に市立増保小規模保育事業所を設置します。定員については19名でございます。ゼロ歳児が6名、1歳児が13名の内訳となっております。

続きまして、第1保育所の廃止でございます。第1保育所で行っているきりん幼児教室、簡易マザーズホーム事業とマリソールーム、子育て支援センターを平成31年1月から子育て支援課に移転することに伴い、第1保育所を閉鎖、廃止いたします。

続きまして、第2保育所の名称の変更なんですけれども、第1保育所を廃止することに伴い、第2保育所の名称を市立白里保育所に改名いたします。

続きまして、増穂保育所の定員なんですけれども、増穂保育所については現在90名のところを93名に変更します。

施行日なんですけれども、条例の見出しの部分については公布の日から即日施行ということになります。その他の変更点については、平成31年4月1日からの施行ということにな



ります。よろしくお願いいたします。

○秋葉好美委員長 ただいま説明のありました議案第6号についてのご質問等があれば、お願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 まず、スペースの関係で、ご説明あったように、増穂保育所90名から93名ということで、特に何か問題はないのか。

それから、定数がこれ条例で定められて、今回の小規模保育は、これゼロ歳と1歳、今回のやつで2歳ですよ、までということで、定数が決められていますけれども、19名ですか。今回19名というのはスペース的にそのスペースで余裕があるということはないということかどうかね、ちょっと確認したいと思うんですけれども。

それと待機児童のことで、昨日本会議でもちょっと言われていましたけれども、待機児童が全部で今、国の基準で26名あると言われましたよね。今回ゼロ歳、1歳でそれぞれ小規模保育が増えたりなんかして、具体的に26名の待機児童が減ることになったのか。それから、2歳から5歳までの定数が増えたりなんかして、このことによって国基準じゃなくて隠れ待機みたいなのところも、昨日の話で41名隠れ待機がいると言っていましたけれども、そのへんの部分も解消につながっている部分があるのかどうか、それちょっとお伺いしたいと思います。

○秋葉好美委員長 課長。

○織本慶一子育て支援課長 まず、スペースの関係なんですけれども、当然この改正を行う場合は条例上の定められたスペースは十分クリアをしております。また、今回小規模保育19名、これはゼロ歳児が6名と1歳児が13名、ゼロ、1だけで19名というふうになっております。この19名としている根拠は国の小規模保育事業の上限が19名と、それを根拠といたしまして、19名と、国が決められた小規模事業所として指定されるのが19名が上限ですので、そのいっぱい的人数ということで19名と。当然これも面積的には十分クリアしている面積となっております。

それと、昨日の議案質疑の中で、国基準の26名と、あと41名というのは、これ昨年度の人数を佐久間議員が言われたということで、現在なんですけれども、ちょっと人数的には流動的なんですけれども、9月1日現在でちょっと押さえてある数字で、国基準では14名で、その他入所保留というんですけれども、が49名というような状況となっております。国基準でいきますと、ゼロ歳が4名、1歳が6名、3歳が3名、5歳が1名の内訳になってお

ります。

それで、昨日も答弁させていただいたんですけれども、やはりゼロ、1を増やすことによって、来年の4月には待機児童の解消に寄与するのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○秋葉好美委員長 それでは、次に議案第8号に移りたいと思いますので、議案第8号の説明をお願いいたします。

○織本慶一子育て支援課長 それでは、議案第8号の大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

改定の趣旨なんですけれども、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令、平成30年厚生労働省令第46号の施行に伴い、市が条例で定める基準の一部を改正しようとするものでございます。

改正の中身、概要につきましては、放課後児童支援員の、これ学童の支援員なんですけれども、資格の要件を改正及び新たに追加するものでございます。

1つ目の改正の内容なんですけれども、基準省令第10号第3項第4号の規定を明確にするものでございます。具体的には放課後児童支援員の資格要件として、学校教育法の規定による教員となる資格を有する者とされておりましてけれども、これを教員免許法第4条に規定する免許状を有する者と改定します。これちょっと具体的に言いますと、教員の免許を持っていて、資格というのは教員の免許の更新というのがあるんですけれども、これが更新しているかしていないかというのが、まず明確に今まではなっていなかったんですけれども、この改正によって免許を持って更新しなくても、免許を持っていれば支援員になれる資格があるというふうに緩和されているものでございます。

続きまして、新たに追加するものといましては、放課後児童支援員の資格要件として、5年以上放課後健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認められた者を新たに追加し、資格要件の拡大を図るものということであります。これはとりあえず学歴関係なく、5年をこの事業に従事したら、その資格が得られるというふうになります。この改正によりまして、放課後児童支援員の確保に寄与するというふうに考えております。

以上でございます。

○秋葉好美委員長 ただいま説明のありました議案第8号の内容について、ご質問等があれば  
お願いをいたします。

森副委員長。

○森 建二副委員長 お疲れさまです。

そうしますと、この資格要因って、教員免許を更新しなかった方と、あとは5年以上臨時  
で子ども教室とかのほうに実際かかわっている方は、私の知人でも多分何となくあのあたり  
はそうなんだろうな人がいますけれども、我が市でいうと、この資格要因を増やすことでお  
おむね何人ぐらい埋まってくるものなののでしょうか。

○秋葉好美委員長 織本課長。

○織本慶一子育て支援課長 今の基準で1名が該当するようになっています。

○秋葉好美委員長 ほかに。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 その新たに5年実績があればということで、資格が得られますよ。5年た  
って、何か改めて市として研修みたいな、そういうようなことというのは特に考えていない  
んでしょうか。

○秋葉好美委員長 織本課長。

○織本慶一子育て支援課長 この資格要件を満たしていれば自動的にになれるわけではなくて、  
これ県の研修会を受けて、講習を受けてはじめて資格が得られるというシステムになってお  
ります。

○秋葉好美委員長 よろしいですか。

あとございませんか。

(発言する者なし)

○秋葉好美委員長 ありがとうございます。

次に進みたいと思います。

議案第9号の説明をお願いいたします。

○織本慶一子育て支援課長 それでは、議案第9号 大網病院子育て支援館の設置及び管理に  
関する条例の制定についてを説明させていただきます。

条例の趣旨でございますが、増穂保育所隣接地に現在建設中であります大網白里市子育て  
支援館を市が設置管理することについて、地方自治法第244条の2第1項の規定により、条例

を制定するものでございます。

制定の概要でございますが、子育て支援館の位置でございますが、大網白里市上貝塚347番地、増穂保育所の隣でございます。

子育て支援館の目的としまして、第1保育所にて実施しております簡易マザーズホーム及び子育て支援センター事業を移転し、あわせて待機児童解消に資するため、小規模保育事業や利用希望者の多い一時預かり事業を実施し、隣接する増穂保育所と一体とした公設の子育て支援の拠点として、児童の健全育成及び子育て支援の推進を図るものでございます。

この子育て支援館で実施する事業でございますが、児童福祉法に規定する以下の事業を実施いたします。

まず、①の簡易マザーズホーム事業きりん教室、第1保育所から移転いたします。

②として、子育て支援センターマリールーム、これも第1保育所から移転いたします。あと一時預かり事業、定員も10名程度と考えております。

あと先ほど保育所条例のほうでも改正がありました小規模保育事業、定員19名。

あと5番目としてファミリーサポートセンターを現在子育て支援課でやっているんですけども、それを移転する。

また、その他支援館の設置目的を達成するのに必要な事業も、ここで行うというふうに考えております。

開館日なんですけれども、月曜日から土曜日、祝祭日と年末年始を除くを開館日と考えています。ただ、個別事業によっては別途規定で定めたいというふうに考えております。

施行日なんですけれども、②の子育て支援センターと⑥のその他の目的のものについては、1月1日から、簡易マザーズホームと3番の一時預かり事業、小規模保育事業については4月1日から。

ちょっとここで補足させていただきたいんですけれども、先ほど簡易マザーズホームのほうは1月1日で移転してやるということで、この条例上の中では4月1日というふうになっている、このへんをちょっとご説明させていただきたいんですけれども、現在、第1保育所でやっている簡易マザーズホームは、県の指定を受けない任意でやっている事業でございます。それを4月1日で県の指定を受けて、法的な位置づけをした事業に今変えようとしています。ですので、この条例上では4月1日からというふうな規定で定めさせていただいています。

以上でございます。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました議案第9号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今説明いただきました。移転するのもあるし、新たに始めるのもあって、小規模保育は先ほどご説明いただいたんですけども、一時預かり事業ですね、これ注目しているんですけども、今まで全くなかった事業として今度始められるということで、けさホームページ見たら茂原市にもやっぱりあるんですよ。そうはいつでも、あちらこちらにあるわけじゃなくて、こういうものができるのは非常に画期的ですばらしいなというふうに思うんですけども、茂原市の見たら、緊急利用、保護者の病気、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事情で保育を必要とする場合、それから私的利用として、保護者の育児に伴う心理的及び肉体的な負担を軽減するために保育を利用する児童の取り扱い、これは月に2日に限ってやるとかある。どうもこういう茂原市だけじゃなく、ほかでもいろいろこの一時預かりというのは、何か緊急に限るとか、場所によって違うようですけども、そのへんのところは何か考え方というのはいかがなんでしょうか。

○秋葉好美委員長 織本課長。

○織本慶一子育て支援課長 本市も近隣と同様に、緊急的な利用を考えてはいます。事前に予約いただいて、使っていただくというふうに考えております。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 それは緊急利用なんだけれども、保護者ね、育児大変疲れて、子どもを月に何日間ぐらいは預かってほしいんだ、このへんもまた随分画期的だなと思っているんですけども、茂原は一時預かり3つあるみたいなのね。そのうち1カ所、たまたま1カ所だけしか見ていないんですけども、これはどこかしらね。どこだかの施設ではその私的利用もできるとね、これもまた画期的だなと思っているんですけども、それについてはいかがなものなのかね。

○秋葉好美委員長 菊池さん。

○菊池有輔子育て支援課主査兼保育班長 私のほうから、一時預かり事業の説明について説明させていただきます。

一時預かり事業、待機児童で待っている方たちが利用している方たちも非常に多い状況もあるんですけども、主たる目的は保護者のリフレッシュ、または冠婚葬祭的な緊急的な利用を想定しているものとして、各施設においていろいろな条件をつくって、安易に子育て放

棄というわけにはやっぱりなつてはならないというところの中で、理由によってリフレッシュであれば月に2回程度ですよ、仕事のためであれば週3日以内ですよ的なものを各自治体で定めているところですよ。先日、私のほうで東金市で行っている第4保育所のほうを視察に行かせていただいた中でも、やはり東金市も同様な形で対応しているところなんですけど、かなり利用の人气が高くて、もう半月前から予約をしてもすぐに埋まってしまうぐらいニーズがあるものですよから、その枠とは別に緊急利用も何日分かは枠はとってはあつて、少し保育所の体制を整えていると伺っておりますので、本市もそちらを参考に今後またいろいろ内容については精査したいと思っております。

以上です。

○秋葉好美委員長 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 それぞれ③から⑤のほうは4月1日からなんですけれども、募集と募集要項の公表みたいなのは、きっとホームページでやるんでしょうけれども、そのへんはどんなふうな予定になっているのか。

○秋葉好美委員長 菊池さん。

○菊池有輔子育て支援課主査兼保育班長 まず、一時預かり事業については、4月からやる形で、3月には周知を図っていきたくて考えております。小規模保育事業につきましては、通常の保育所と同じ扱いになりますので、11月に募集案内のほうを出した中で、周りの保育所と同じような入所選考のスケジュールになっている形になります。

○秋葉好美委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

森副委員長。

○森 建二副委員長 お疲れさまでございます。

きりん等に移ってくるもの、また蛭田委員が今おっしゃったように、一時預りと新しく始めるもの、新しいものを始めていただく形でありがたいなと思っております。そんな中で、いわゆる病児保育、緊急時という意味では比較的要望が多く、市民からも出ている話かと思うんですけれども、現行ですと、おそらく今回の中で当てはまるものは多分なかろうかとは思いますが、みどりが丘に去年子育て支援センターもできる形で、それも保育施設ではないですが、も含めて今後、市としてこの病児保育についてのお考えって、今の時点でお答えいただける範囲でお願いできますでしょうか。

○秋葉好美委員長 織本課長。

○織本慶一子育て支援課長 病児保育については、看護師とか医師とか配置、確保の問題がありますので、なかなかちょっとハードルが高いかないというふうに考えております。今現在、ちょっと今すぐ病児保育を始めるという計画的なものは現在ありません。人の確保というハードルがちょっと高いかないというふうに思っています。

○秋葉好美委員長 森副委員長。

○森 建二副委員長 たぶん、民間の保育園、みどりが丘保育園等でもちょっとまだそのあたり勉強中と、この間ちょっと園長と話をしたんですが、そのあたりがなかなかご自分でも勉強中というようなことのお話をされていたので、ぜひ要望としては非常に多くありますので、できればやはり東金とか白子ではなく、市内で1件でも対応できるものがあればいいという気がいたしますので、頭の中に入れて動いてはいらっしゃるかとは思いますが、引き続き要望としてお願いできればと思います。

○秋葉好美委員長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○秋葉好美委員長 よろしいでしょうか。

子育て支援課の皆様、ありがとうございました。退席して結構でございます。

(子育て支援課 退室)

---

◎取りまとめ

○秋葉好美委員長 それでは、議案の取りまとめに移りたいと思います。

各議案について取りまとめに入ります。

議案第2号 大網白里市国民健康保険特別会計補正予算についてご意見及び討論等はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、ただいまから付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

○秋葉好美委員長 次に、議案第3号 大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご意見及び討論はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の  
挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

○秋葉好美委員長 次に、議案第4号 大網白里市介護保険特別会計補正予算についてご意見  
及び討論はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の  
挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

○秋葉好美委員長 次に、議案第5号 大網白里市病院事業会計補正予算についてご意見及び  
討論はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の  
挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

○秋葉好美委員長 次に、議案第6号 大網白里市保育所条例の一部を改正する条例の制定に  
ついてご意見及び討論はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の  
挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。



○秋葉好美委員長 次に、議案第7号 大網白里市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご意見及び討論はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

○秋葉好美委員長 次に、議案第8号 大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご意見及び討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

○秋葉好美委員長 次に、議案第9号 大網白里市子育て支援館の設置及び管理に関する条例の制定についてご意見及び討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

○秋葉好美委員長 以上で、当委員会に付託された議案の審査について終了いたします。

大変にご苦労さまでございました。

---

◎その他

○秋葉好美委員長 次、その他でございますけれども、何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 なければ、以上で協議事項とその他について終了といたします。

議案以外で説明したい案件がございますので、引き続きよろしく願いいたします。

---

◎閉会

○森 建二副委員長 お疲れさまでございました。以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

(午前11時18分)